平成２９年（フ）第９１号
鹿児島県伊佐市菱刈南浦1067番地
破産者　平野　邦春
1　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
2　一般調査期日　平成30年５月14日午前10時20分
平成30年２月27日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
長崎県大村市富の原２丁目820番地
破産者　株式会社赤水
1　破産債権の届出期間　平成30年３月30日まで
2　一般調査期日　平成30年５月11日午前10時15分
平成30年２月23日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２６０号
大阪府枚方市出口３丁目11番１号
破産者　前川　康弘
1　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
2　一般調査期日　平成30年５月24日午後２時
平成30年２月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２号
新潟市西区小針台８番７号　ブロードウェイ101号、前住所新潟市中央区川端町５丁目31番地１　リバーシティ日東３階３Ｄ号
破産者　南　　良雄
1　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
2　一般調査期日　平成30年５月22日午前11時30分
平成30年２月27日　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６７１号
千葉県千葉市若葉区貝塚町192　千葉刑務所内、住民票上の住所千葉県千葉市緑区おゆみ野中央８丁目32－２－204
破産者　川崎　　正
1　破産債権の届出期間　平成30年４月20日まで
2　一般調査期日　平成30年５月９日午後１時30分
平成30年２月27日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第６４７号
大阪府箕面市船場東２丁目５番47号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番１号
破産者　宇野株式会社
1　期日　平成30年４月20日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年２月26日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１３号
新潟市西区東青山１－12－１パークメゾン青山101号
清算株式会社　株式会社富塚管財
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第１００１号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏５番地30
清算株式会社　株式会社第一企画
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第１１号
名古屋市名東区八前２丁目221番地
清算株式会社　ジャパンインテリアシステム株式会社
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（ヒ）第３００５号
大阪市西区立売堀４丁目５番７号
清算株式会社　甲斐田産業株式会社
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第３２号
東京都墨田区太平１丁目30番10号　中村ビル１階
再生債務者　株式会社アートヴィレッヂ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成30年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２９年（再）第１号
岐阜市黒野176番地５
再生債務者　医療法人社団誠広会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年２月26日　　岐阜地方裁判所民事部

再生手続廃止

平成２９年（再）第１号
岡山市北区下伊福１丁目２番６号
再生債務者　医療法人篠洋会
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成30年２月26日
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第３２号
東京都墨田区太平１丁目30番10号　中村ビル１階
再生債務者　株式会社アートヴィレッヂ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区九段北４丁目１番５号　市ヶ谷法曹ビル301　香川法律事務所　弁護士　香川　明久
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成30年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１４号
埼玉県所沢市星の宮２丁目５番19号
再生債務者　西尾　克也
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月29日から平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第２号
北海道北見市柏陽町576番地４　メゾン東陽203号、前住所北海道札幌市厚別区厚別西３条１丁目４番19―101号
再生債務者　須田健太郎
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月９日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１４号
埼玉県川口市坂下町２丁目13番11号カーサグランデ202
再生債務者　亀田　竜平
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第９６号
埼玉県草加市新栄１丁目16番地15
再生債務者　山口　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再ロ）第７号
埼玉県越谷市大字大林367番地27
再生債務者　神田　和則
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係